豊前市事後審查型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札(以下「事後審査型条件付一般競争入札」という。)の実施にあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び豊前市財務規則(昭和41年豊前市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 事後審査型条件付一般競争入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。) は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 設計金額が5百万円以上の土木一式工事。
- (2) 上記以外で市長が必要と認めた工事。
- 2 対象工事の選定は、指名委員会の審議を経た上で行うものとする。 (入札参加資格の要件)
- 第3条 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 豊前市の建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格者であること。
- (3) 対象工事に対応する工種について建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の規定 に基づく建設業の許可を受けていること。
- (4) 入札参加申請受付開始日から入札参加日の間にいて、福岡県及び豊前市より指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用を申請した者にあっては、同法に基く裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の建設業法第27条の 23 第2項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (7) 市内に営業拠点である本店を設置していない者は、土木一式及び舗装工事に関する 一般競争入札には参加することができない。但し、平成21年6月1日以前から市内に 支店及び営業所を設置している者は除く。
- (8) その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者。 (公告)
- 第4条 市長は、当該対象工事を事後審査型条件付一般競争入札に付そうとするときは、 令第167条の6及び豊前市財務規則96条の規定により公告(以下「公告」. という。)を行い、その周知を図るものとする。

(入札参加申請)

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付一般競争入札参 加申請書(別記第1号様式)を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければなら ない。

(入札参加資格の確認)

- 第6条 入札参加資格の確認は、開札後に落札者とするための確認として行う。 (設計図書)
- 第7条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。
- 2 市長は、前項に代えて、設計図書の販売を行うことができる。
 - (質問及び回答)
- 第8条 設計図書に関して質問がある者は、質問書を提出期限日までに、市長に申し出し なければならない。
- 2 市長は、前項の質問書を受理したときは、回答期限日までに回答するものとする。 (入札の執行)
- 第9条 事後審査型条件付一般競争入札は豊前市郵便入札実施要領に基づくものとし、持 参又は電送によるものは認めない。
- 2 入札の開札においては、落札者を定めず入札価格の低い者の順位を決定する。この場合において、落札候補者となるべき価格で入札した者が2者以上の場合は、直ちにくじにより順位を決定する。
- 3 入札参加者が1者となったときにおいても、入札を執行するものとする。 (落札者の決定)
- 第10条 市長は、前条の規定により決定した順位に従い入札参加資格の審査を行い、その結果、資格を有しているときは、その者を落札者とする。

(入札参加資格の審査)

- 第11条 市長は、前条第1項の審査を行うため、当該落札候補者から事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記第2号様式)及び次に掲げる書類(以下「確認申請書」という)の提出を求めなければならない。
 - (1) 施工実績調書(別記第3号様式)
 - (2) 現場配置技術者調書(別記第4号様式)
- (3) 現場代理人配置調書(別記第4-2号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 確認申請書等は、前項の提出を求められた日から2日以内に持参により提出しなければならない。
- 3 当該入札者が前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該入 札者のした入札は無効とする。
- 4 市長は、第 2 項の規定により確認申請書等の提出があったときは、その日から 2 日以内に入札参加資格の審査を行わなければならない。

- 5 市長は、当該入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を有してないことを確認した ときは、当該入札者に対して、事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書によ り通知する。
- 6 前項による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から2日以内にその理由について 書面で問い合わせることが出来る。
- 7 入札参加資格の審査結果は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果調書により取りまとめるものとする。
- 8 入札日、福岡県及び豊前市より指名停止を受けている者の入札は無効とする又開札は行わない。

(その他)

第12条 事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

- この要領は、平成21年6月1日から実施する。
- この要領は、平成23年6月1日より実施する。
- この要領は、平成26年6月1日より実施する。
- この要領は、平成28年11月10日より実施する。
- この要領は、平成30年4月1日より実施する。